

## 評議員及び役員の報酬等支給基準規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マナ会(以下「この法人」という。)の定款第8条(評議員の報酬等)及び第22条(役員の報酬等)の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- ② 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- ③ 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ④ 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- ⑤ 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

### (報酬等の支給額)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務執行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。ただし、定款第14条第4項及び第27条第2項に掲げる決議の省略等、臨場を伴わない職務執行に対してはこれを支給しない。

- ① 評議員に対する報酬等は、定款第8条に定める総額の範囲内で、評議員会等への出席1人1回につき6,000円とする。ただし、同一の日に他の職務執行があっても6,000円とし、当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。
  - ② 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬等は、定款第22条に定める総額の範囲内で、評議員会、理事会等への出席1人1回につき6,000円とする。ただし、同一の日に他の職務執行があっても6,000円とし、当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人から辞退の申し出があったときは報酬を支給しないことができる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員に対する報酬等の支給方法は、支給事由発生の当日、通貨をもって本人へ直接支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。